

第3号議案

令和8年度会費納入（案）について

1. 算定の基準

均等割、出資又は資本金額割及び組合員数割とし、それぞれ次に掲げる額とする。
（出資又は資本金額及び組合員数は、令和8年4月1日現在を基準とする。）

(1) 均等割 18,000 円

(2) 出資又は資本金額割

区 分（出資又は資本金額）	金 額
20 万円未満	3,500 円
20 万円 ～ 50 万円未満	6,500 円
50 万円 ～ 100 万円 〃	10,500 円
100 万円 ～ 200 万円 〃	22,000 円
200 万円 ～ 300 万円 〃	33,500 円
300 万円 ～ 400 万円 〃	44,000 円
400 万円 ～ 500 万円 〃	67,500 円
500 万円 ～ 1,000 万円 〃	93,500 円
1,000 万円 ～ 3,000 万円 〃	110,000 円
3,000 万円以上	135,500 円

(3) 組合員数割

区 分（組合員数）	金 額
29 人以下	5,000 円
30 人 ～ 40 人	6,500 円
41 人 ～ 50 人	7,500 円
51 人 ～ 100 人	10,000 円
101 人 ～ 200 人	13,500 円
201 人 ～ 300 人	15,000 円
301 人 ～ 500 人	18,500 円
501 人以上	22,000 円

2. 賦課額の算定

- (1) 次の(2)から(4)以外の会員(以下「事業協同組合等」という。)は、均等割に出資又は資本金額割及び組合員数割を加えた額とする。
- (2) 企業組合、協業組合及び会社は、均等割に出資又は資本金額割を加えた額とし、非出資の商工組合及び生活衛生同業組合は、均等割に組合員数割を加えた額とする。
- (3) 協同組合連合会及び商店街振興組合連合会は、一律5万円とする。
- (4) 賛助会員(社団法人等本会の趣旨に賛同するもの)は、10万円以内とし、個別に会長が決定する。
- (5) 新たに加入する組合に対しては、上記のほかに加加入時において一律10万円の入会金を賦課する。

3. 納入方法

- (1) 会費は、上記により算定した額を通常総会終了後に請求する。
- (2) 会費は、全額を一括して納入する。